

1. 施設の名称等

施設名称	長崎水辺の森公園、長崎港松が枝国際ターミナルビル及び松が枝緑地
所在地	長崎市常盤町、出島町、松が枝町

事業所管	土木部	港湾課
課（室）長名	平岡 昌樹	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	10	にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する
	施策	(3)	インフラの長寿命化の推進
	事業群	①	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進

2. 施設の概要

設置年月日	① 平成 16 年 3 月 27 日 ② 平成 22 年 3 月 26 日
設置法令等	長崎県港湾管理条例（昭和55年3月19日）
設置目的	①長崎水辺の森公園 良好な「みなと」の景観形成や様々なイベントの開催及び住民の憩いの場、港の周辺で働く人々の休息の場となる。 ②長崎港松が枝国際ターミナル及び緑地 長崎港に多数入港しているクルーズ船利用者の利便に供するとともに、広く市県民に憩いと交流の場を提供する。
利用対象者等	①主な利用対象:市県民及び県外観光客 開園時間:24時間 ②主な利用対象:クルーズ船利用者、市県民及び県外観光客 ターミナルビル開館時間:午前9時～午後6時（クルーズ船寄航時等は時間変更あり）
施設内容	①長崎水辺の森公園 (1) 長崎水辺の森公園:施設面積:7.6 [㊦] 大地の広場3.2 [㊦] :芝生広場、月の舞台、森の駐車場 水の庭園1.4 [㊦] :水の劇場、生命に学ぶエリア、森の駐車場 水辺のプロムナード3.0 [㊦] :森の劇場、水辺の公園レストラン (2) 三角広場:施設面積:2,256 [㊦] (3) 常盤南駐車場:施設面積:11,920 [㊦] 大型車:98台 普通車:76台 ②長崎港松が枝国際ターミナル及び緑地 ターミナルビル鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て 延床面積1,996 [㊦] (1) ターミナル第1ビル(約2,000 [㊦]) 待合ホール、パントリー、多目的ルーム、事務室、倉庫、歓待ギャラリー、トイレ (2) ターミナル第2ビル(約2,000 [㊦]) クルーズ船寄港時の出入国、税関及び検疫業務の用のみに供する。 (3) 緑地 約1.0 [㊦] :バザール広場、野外劇場、トイレ、駐車場、ターミナルビル屋上緑化部分

施設の利用 料金体系	<p>①長崎水辺の森公園 (1) 便益施設(水辺の公園レストラン) 300,000円/月~9,000,000円/月 固定部分:300,000円/月変動部分:売上金額が固定部分を超えた金額に10%を乗じた額 (2) ・常盤・出島緑地駐車場 (自動車1台30分につき)2時間まで 50円 2時間超 昼間150円 夜間50円 夜間上限1,000円 ・県営常盤南駐車場 (自動車1台30分につき) 昼間100円 昼間上限1,000円 夜間50円 夜間上限800円 月極19,217円 (バス1台30分につき) 昼間600円 夜間300円 昼間、夜間上限2,400円 (ツアーバス1台1日につき) 1日2,000円 (3) 緑地 ①行商その他これに類する行為 3,140円/日 ②業としての写真撮影 6,990円/月 500円/日 ③業としての映画撮影 9,680円/回 ④展示会、コンサートその他これに類する行為 営利18円/日/m² 非営利12円/日/m² ⑤業としての貸しポートその他これに類するもの 520円/年/隻</p> <p>②長崎港松が枝国際ターミナル及び緑地 (1) ターミナルビル ①待合ホール 営利 70円/日/m² 非営利 35円/日/m² ②パントリー 営利 3,140円/回/部屋 非営利 1,570円/回/部屋 ③多目的ルーム 営利 2,100円/回/部屋 非営利 1,050円/回/部屋 ④音響機器類 営利 4,190円/回/日 非営利 2,100円/回/日 ⑤C I Q関係 税 関 1,570円/日 入国管理局 4,090円/日 検疫所 1,050円/日 動物検疫所 730円/日 植物検疫所 700円/日 (2) 緑地 ①バザール広場 営利15,700円/日/箇所 非営利 8,380円/日/箇所 ②野外劇場 営利21,000円/日/箇所 非営利13,620円/日/箇所 ③芝生広場その他 (業としての写真撮影) 6,990円/月 500円/日 (業としての映画撮影) 9,680円/回 (展示会、コンサートその他これに類する行為) 営利18円/日/m² 非営利12円/日/m² (3) 駐車場 (自動車1台30分につき) 昼間 50円 夜間 50円 夜間上限500円 (バス1台30分につき) 昼間600円 夜間300円 24時間上限2,400円 (4) 国際観光船入港時の待合ホールにおける物販 4,000円/区画</p>
---------------	--

類似施設の 設置状況	<p>①長崎県民の森 (H30) 入園料 無料 利用者数 145,110人 指定管理者制度導入 H18.4.1 管理運営負担金 60,685千円</p> <p>②福江港ターミナルビル (H30) 一般利用者料金 無料 利用者数 640千人 指定管理者制度導入 H18.4.1 管理運営負担金 0円</p>
---------------	--

区 分 (単位:千円)		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (計画)
財源	国庫					
	その他()					
予	一般財源	52,259	60,290	53,134	0	0
	事業費<A>	52,259	60,290	53,134	0	0
内 訳	管理運営負担金	52,259	60,290	53,134	0	0
	その他()					
人件費						
合計<C=A+B>		52,259	60,290	53,134	0	0
単位あたりコスト						

(説明) 「 」 = C ÷ ()

3. 指定管理者の概要

指定管理者 の名称等	《所在地》 長崎市松が枝町3番19号					
	《名称》 長崎クレインオアシスマネジメント					
	《代表者氏名》 代表構成員 長崎緑地公園管理事業協同組合 代表理事 赤瀬 憲市					
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日					
業 務	①施設(設備)の維持・修繕等 ②施設の運営					
利用料金制	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>■ 導入済</td> <td>未導入</td> <td>選定方法</td> <td>■ 公募</td> <td>非公募</td> </tr> </table>	■ 導入済	未導入	選定方法	■ 公募	非公募
■ 導入済	未導入	選定方法	■ 公募	非公募		

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① 施設のイベント及びターミナルビル、緑地の利用許可数		(目標値の根拠)		<令和2年度実施における変更点>		
	② 施設内駐車場の利用台数		①②施設の利活用の促進を図るため、イベントやターミナル、緑地の利用許可件数及び駐車場の利用台数を前年度以上にする。 ③施設を安全な状態に維持する。				
	③ 施設内の管理瑕疵による事故発生件数						
実績		平成28年度(実績)	平成29年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(計画)	
①	a 目標値	件	2,034	3,318	3,456	2,747	2,338
	b 実績値	件	3,318	3,456	2,747	2,338	
	c 達成率(b/a)	%	163	104	79	85	
②	a 目標値	台	85,212	86,727	92,139	84,070	173,196
	b 実績値	台	86,727	92,139	84,070	173,196	
	c 達成率(b/a)	%	101	106	91	206	
③	a 目標値	件	0	0	0	0	0
	b 実績値	件	0	0	0	0	0
	c 達成率(b/a)	%	100	100	100	100	
指定管理者の収支状況	事業計画 (R1)		平成28年度(実績)	平成29年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(計画)
	(千円)	実績-計画					
利用料金	135,667	▲ 23,376	43,916	43,278	40,453	112,291	134,904
県負担金		0	52,259	60,290	53,134		
その他		0	736	885	728		
収入計(a)	135,667	▲ 23,376	96,911	104,453	94,315	112,291	134,904
支出(b)	135,277	▲ 14,556	95,802	100,499	99,164	120,721	134,670
うち人件費	65,025	1,366	51,060	54,523	56,230	66,391	68,883
収支(a-b)	390	▲ 8,820	1,109	3,954	▲ 4,849	▲ 8,430	234
配置職員数(人)	常勤 26 非常勤 3	常勤 0 非常勤 0	常勤 29 非常勤 6	常勤 29 非常勤 6	常勤 29 非常勤 6	常勤 26 非常勤 3	常勤 28 非常勤 3

※(注記事項があれば記載)

5. 令和元年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画	実 績
	<p><指定管理者実施分></p> <p>①施設の維持管理、清掃、緑地管理業務を事業計画に沿って適切に行う。</p> <p>②利用者の行為に関する許可、届出の受理、監視、指導、利用調整などを適切に行う。</p> <p>③広報活動、自主事業等を通して、施設の普及及び利用の向上に努める。</p>	<p><指定管理者実施分></p> <p>①施設の利用者が常に快適で安心して使用できる状態を維持することに重点を置いて適切に実施された。</p> <p>②利用者の平等な利用を確保して管理運営するために、施設利用のルールの周知等適切に実施された。</p> <p>③ホームページなどを通じての広報活動及びみなのオアシスNGASAKIの活動と一体となり自主イベント等を企画、開催し施設の普及及び利用の向上に努めた。</p>
	検 証	
<p>○管理運営業務は、事業計画に沿って適切に実施され、クルーズ船利用者の利便性の向上につながった。</p> <p>○地域に開かれた施設として様々なイベントが実施され、市民の憩いの場としての役割を果たすとともに利用者の満足度の向上につながった。</p>		

収支計画・実績

<指定管理者実施分>

(単位：千円)

主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等
収入(a)	135,667	112,291	
利用料金	135,667	112,291	ツアーバス、観光バスの駐車場の利用減に伴う収入減
その他	0	0	
支出(b)	135,277	120,721	
人件費	65,025	66,391	
維持費	69,872	54,330	光熱水費の節約、施設修繕費の減による支出減
収支(a-b)	390	△ 8,430	

収支の状況

<県実施分>

検 証

- ツアーバス、観光バスの駐車場の利用減に伴い収入減となった。
- 収支実績は、計画を下回ったが、その収支の状況は健全であった。

指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価

B

(説明) ※管理運営の状況や収支の状況の検証結果、成果指標の達成状況等を踏まえて記載

- 指定管理制度の導入によって、効率的かつ効果的な管理が可能となった。
- 施設の利用許可件数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初計画と比べて減少しているが、市県民への憩いの場を提供するという施設の設置目的に対しては成果を維持できている。
- 今後も「長崎の顔」として、より一層環境に美化した維持管理を行うとともに、利用者の声を取り入れ、指定管理者と県が一体となり、更なる満足度向上を目指す。
- 駐車場の利用台数は目標値を上回った。

6. 令和2年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、クルーズ船の入港が見込めないことから、松が枝国際ターミナルビル及び第2ターミナルビルを一時閉鎖することし、支出を抑えるために巡回及び清掃回数を見直しを行った。
- 市県民の憩いの場として安全に施設を利用していただくために、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い・咳エチケット推奨及び三密回避の案内をトイレに設置し注意喚起を行った。

7. 令和2年度事業の評価

※評価区分 (a : 行われている、b : 一部行われていない、c : 行われていない)

	視点	評価	判定理由
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a	利用者サービスの向上や施設の適切な管理に取り組み、施設補修についても迅速に対応している。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	イベント時は施設を地域住民に広く開放、利用の調整については利用調整会議に諮るなど、公平かつ平等な利用を確保している。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a	広くクルーズ船利用者への利便供用及び市県民や観光客の憩いの場として、また、交流の場として各種イベントが開催され、利用者サービスの向上が図られている。
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a	樹木・芝生・花壇その他施設・設備の維持管理について適切に実施されている。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	a	ホームページなどによる広報等施設の利用向上に向けた取り組み及び施設利用料金を変更するなど柔軟な対応を行った。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	管理コスト縮減に努めながら、維持管理の充実を図り、経費縮減に向けた取り組みが実施されている。
	(その他の観点)		

		視点	評価	理由
施設の在り方についての評価	必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている	市県民や観光客の憩いの場として、また、イベント等の交流の場としてニーズは高まっている。
		・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない	クルーズ船利用者への利便供与、良好な景観形成やイベント開催及び住民の憩いの場となっている。
		・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	■ a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である	市県民やクルーズ観光客に広く利用されており、市への移譲は困難。また、公共性が高く民間移譲も困難。
	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない	県は負担金を拠出していない。利用許可及び軽微な修繕について、十分な結果が得られている。
		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる	県は負担金を拠出していない。同一の負担、業務量でより大きな効果は得られてない。
		・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない	クルーズ船利用者への利便供与、良好な景観形成やイベント開催及び住民の憩いの場として利用され、指定管理者制度は設置目的に十分に寄与している。
	有効性	・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある	市県民の憩いの場として定着し収支も安定しており、また、指定管理者の自助努力により施設の利用状況は大きく向上し、今後クルーズ船入港増による事業効果への波及が望まれる。
		(その他の観点)		

8. 令和3年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	改善	移管	廃止
(説明：令和3年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
○新たな生活様式を意識した対策を講じ、県市民の憩いの場として「みなと」の景観形成や「みなとオアシスNAGASAKI」の活動と一体となったイベント等を開催するなど賑わいの空間の創出を図る。				
○新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、指定管理施設の管理運営費用となる利用料金収入の見通しがたたないことから、今後の状況を注視する。				